

モバイルビジネス活性化プラン 評価会議

2008年7月1日

MVNO協議会

MVNO推進への課題

- (1) 接続技術と開発費負担
- (2) 料金
- (3) 制度
- (4) 端末

(1) 接続技術と開発費負担

- A) 携帯電話業界とネットワーク事業者業界との標準技術に関するギャップに起因する技術開発と開発費負担の問題
- ① MNOにとっては初めてだが、ネットワーク事業者にとっては標準的な接続方法で接続する場合の開発費負担の問題（例：ドコモ、日本通信のレイヤー2接続）
 - ② ドコモ以外のMNOとのレイヤー2接続の技術開発と開発費負担をどうするか？
- B) 今日の携帯電話における「基本機能」の接続機能に関する問題
- ① 通話、メール、ブラウザ機能の3点は、いわゆる「基本機能」と考えているのが今日の一般的認識では？
その場合、通話、メール、ブラウザ機能については、外部とのインターフェイスをMNOが設けるべきでは？
 - ① ドコモは既に、通話、メール、ブラウザ機能の外部とのインターフェイスを設置しており、これを利用したサービスが登場している。これにより、MVNOがドコモ携帯電話のメールおよびブラウザ機能を利用したサービス展開が可能。
 - ② 将来的にSIMロックを解除した場合、基本機能を他のMNO等が接続して使用できないと、顧客の利便性が著しくそがれることになる。
- C) 顧客対応に必要な情報授受を実現するためのシステム接続の問題
- ① プロビジョニング、アクティベーション、ビルディング、基地局情報等、顧客対応に必要な情報について、その情報の授受はシステムを接続することで実現することになるが、その場合のシステムのインターフェイスをMNOが整備しないと、各システム接続に必要な技術開発と開発費負担が問題となる。
 - ② それ以前に、どのような情報が顧客対応に必要なのか、それをMNOがMVNOに提供するのか、整理が必要。

(2) 料金

A) MNOとMVNOとの清算料金は、現状、相対契約が中心となっており、事業の予見性および透明性の点で課題

- ① 第二種指定電気通信設備を持つ携帯電話事業者(ドコモとKDDI)との相互接続は、接続料金等の接続条件が接続約款で明記され、公表されるので、MVNOは事業を計画することが可能であり、かつ、他のMVNOとの条件面での同一性から、公正な競争環境が担保される仕組みになっている。しかし、第二種指定電気通信設備を持つ携帯電話事業者との卸契約、および第二種指定電気通信設備を持たない携帯電話事業者との相互接続および卸契約は、いずれも相対契約となっており、契約を締結した当事者以外が条件を知る事ができない。
- ② MNO各社には、標準卸料金の作成および公表が求められているが、今日までに公表されたものはない。

B) MNOがこれまで設けていないが、設けることが求められている接続については、接続約款を策定し、公表することを要望したい

- ① ドコモ、日本通信の大臣裁定において、パケット通信網におけるエンドエンド、帯域幅料金が認められた。ドコモと日本通信は接続料金を含めて合意したことから、ドコモは接続約款を策定し、公表すると考えられる。仮にパケット通信網におけるエンドエンド、帯域幅料金が広くMVNOから求められているとするならば、ドコモ以外のMNOは、接続条件等を整備し、接続約款を策定、公表していただきたい。

C) 帯域幅料金の算出方法について、考え方および具体的算出式の標準化が望まれる

- ① 帯域幅料金は、携帯電話ネットワークのキャパシティを基に料金を算出するものだが、携帯電話ネットワークのキャパシティに確立した定義が存在しないことから、MNO間による考え方の違い、およびMNOとMVNOとの考え方の違い等から、紛争が生じかねない。また、海外においても携帯電話ネットワークの帯域幅料金を提供する事業者は限られており、海外事例は参考にならない。今後、帯域幅料金が浸透していくものと考えられることから、その考え方および具体的な算出手順および式を標準化する検討が早急に必要である。
- ② 接続料金に含まれる、あるいは含まれない付随料金(基本料的な料金等)についても、標準化が望まれる。
- ③ また、帯域幅料金による接続および卸契約におけるMNOが実施する輻輳制御についての考え方を整理する必要がある。

(3) 制度

A) ユニバーサルサービス制度

- ① ユニバーサルサービス制度は、全国くまなく電話が使えることを目的とした制度だと理解している。この制度により、固定電話や携帯電話から、全国の固定電話に電話がかけられるのであるから、かける側にあたる電話の利用者がユニバーサルサービス料を負担するものである。しかし、現状、音声通話ができないデータ通信専用回線もユニバーサルサービス制度の対象となっている。M2M等でのデータ通信利用を考えると、ユニバーサルサービス制度の負担は小さくなく、今後、検討をお願いしたい。

B) MNOにおけるMVNO窓口の一本化

- ① 従来、卸契約は法人営業窓口、接続は接続渉外窓口が担当している場合が多いが、契約の形態にかかわらず、MVNOの窓口を一本化し、いわゆるたらい回しにならない対応をMNOをお願いしたい
- ② また、契約形態(卸か接続か)によって、MNOがMVNOに提供できることが異なるとの理解が存在するが、契約形態と実際にネットワークとして提供できることとは無関係のはずであり、このような理解を、窓口の一本化に合わせ、MNOの窓口担当者に周知していただきたい。

C) MNOとMVNOとの交渉における手順および日程のMNO側の制約

- ① MVNOサービスの交渉においては、MVNOがMNOに申し入れを行い、協議するケースが多いと想定されるが、その際、MVNOがどのような情報をいつどのような形でMNOに提示するのか、それに対して、MNOはいつまでにその回答を行うかといった手順および日程について、MNO側には一定の制約を課さないと、MNOとMVNOとの間で公正な協議を行う事は、実質的に不可能と考えるべき。(MNOはMVNOからの要望に対して、回答を先延ばしすることが可能になってしまうため)

(4) 端末

A) MVNOによる独自調達

- ① MVNO事業化ガイドラインにおいて、MVNOによる端末の独自調達は可能と明記されているが、MNOは抵抗を持つケースがある。
- ② 一般に端末メーカーは、MNOの影響力が極めて強いため、MVNOに端末を提供することについて、場合によっては不必要にMNOに気兼ね／遠慮をすることが考えられる。
- ③ MNOブランドの端末をMNOが必要な試験を行うことは合理的であると考えるが、MVNOが独自に調達し、MVNOブランドで提供する端末については、MNOは法令が定める以上の要件をMVNOあるいは端末メーカーに要求すべきではない。

B) SIMの取り扱い

- ① SIMロックがかけられている今日、SIMが法的に、あるいは慣習的に、さらに利用者の意識下で誰に帰属しているのか、曖昧な点が多い。共通の理解を早急に整理すべきと考える。

携帯電話事業者の方々には
受け身的MVNO推進から
自発的MVNO推進への
方針転換を切にお願いいたします